

一時金裁定請求書

記入要領

☆はじめに

- (1) この記入要領を切りはなし1枚目の「一時金裁定請求書」の太枠内の項目を記入してください。ただし、最後のページの「退職所得の受給に関する申告書」には必要項目を追記してください。
- (2) 文字は黒のボールペンで、枠内に強くはっきり記入してください。
- (3) 濁点(・)、半濁点(゜)も1字として1マスに記入してください。
- (4) 記入したら次の書類を添付して、当基金へ提出してください。

請求する一時金	添付書類
遺族一時金	1. 基金の発行した「加入員証」または「年金証書」(添付できないときはその事由書) 2. 戸籍抄本または、死亡者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書 3. 死亡診断書または除籍抄本 4. 請求者が死亡者の死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていたことを証明する書類
その他の一時金 (退職一時金、 選択一時金等)	1. 基金の発行した「加入員証」または「年金証書」(添付できないときはその事由書) 2. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(会社から退職金の支払があった場合のみ) 3. 「退職所得の受給に関する申告書」(最後のページについています)

☆「一時金裁定請求書」記入上のご注意

★住所

- (1) 1ヶ月以内に転居される方は転居後の住所を記入してください。
- (2) 郵便番号は必ず記入してください。
- (3) 住所の区切りのあいだは、1字スペースをあけてください。

(記入例)

郵便番号	住所(漢字)
1058574	東京都港区
芝3-23-1	

★性別

該当するものを○でかこんでください。

★氏名

- (1) 氏と名のあいだは、1字スペースをあけてください。
- (2) 氏名(カナ)欄は、必ずカタカナで氏名を記入してください。
- (3) 遺族一時金の場合は請求者である遺族の方の氏名を記入してください。

★生年月日

生年月日は、年号を数字コードで記入してください。コードは右記の通りです。

明治=1 大正=3 昭和=5 平成=7

(記入例)

氏名(カナ)	性別
アオソラタロウ	男
氏名(漢字)	(年号) 生 年 月 日
青空太郎	平成 5 10 05 05

(右上につづく)

★送金方法

- (1) 早く確実に受け取れることから銀行振込をおすすめします。なお、送金まで約1ヶ月を要しますので、その間口座の解約をしないでください。
- (2) 銀行名は「～銀行」「～信用金庫」「～農協」、支店名は「～支店」「～出張所」等と実在するものを最後まで正確に記入してください。
- (3) 口座番号は左詰めで記入してください。
- (4) 口座名義は氏名(カナ)と同じ場合は記入の必要はありません。記入する場合は氏と名のあいだは、1字スペースをあけてください。

(記入例)

銀行名(漢字)	中央三井信託銀行
支店名(漢字)	本店
預金種類	口座番号
普通 当座	1234567
口座名義(カナ)	(氏名(カナ)と同じ場合は記入の必要はありません。)

★裁定事由・一時金種類

該当するものを○でかこんでください。

★遺族一時金

- (1) 遺族一時金の場合のみ記入してください。
- (2) 「年金証書番号」は、死亡者が当基金から年金を受けていた場合のみ、基金の年金証書に記載されている番号を記入してください。
- (3) 「遺族一時金の受取方法」は、基金の制度に年賦払がある場合のみ、いずれか希望する方法の番号を○でかこんでください。

★他の退職所得

- (1) 今回の退職により会社等から支払を受けた退職金等がある場合に記入してください。ここで記入する分からは、三井アセット信託銀行を支払者とする適格退職年金等の一時金は除きます。その分は最後のページの「退職所得の受給に関する申告書」の該当欄に記入してください。
- (2) 受取時に会社等から交付された「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」により記入してください。

☆「退職所得の受給に関する申告書」記入上のご注意

- (1) 遺族一時金の場合は不要です。
- (2) 1月1日の住所は、その年の1月1日現在の住所を記入してください。現住所と同じ場合は、「同上」でも結構です。
- (3) 退職区分等、生活扶助の有無はどちらかを○でかこんでください。
- (4) 三井アセット信託銀行を支払者とする適格退職年金(又は既払の厚生年金基金)からの一時金がある場合は該当欄に記入してください。
- (5) 前年以前4年以内に支払いを受けた退職手当がある場合や重複期間がある場合は、該当欄に記入してください。
- (6) 受給者印を必ず捺印してください。

